（登録実務補習機関の登録）

第十八条　第一条第二号イの登録（以下この章において単に「実務補習機関登録」という。）は、実務補習を行おうとする者の申請により行う。

２・３　［略］

（登録基準）

第二十条　［略］

２　［略］

一　［略］

二　第一条第一項第二号イの実務補習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

（報告の徴収）

第三十二条　経済産業大臣は、第一条第一項第二号イの実務補習の実施のため必要な限度において、登録実務補習機関に対し、実務補習の事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

（登録養成機関の登録）

第三十四条　第二条第一項第一号の登録は、登録養成課程を行おうとする者の申請により行う。

２・３　［略］

（登録養成機関の登録基準）

第三十五条　［略］

２　［略］

３　基準省令第七条並びに第十九条、第二十一条、第二十二条（第三項を除く。）から第三十三条までの規定は、登録養成課程について準用する。この場合において、基準省令第七条中「機構が診断又は助言を担当する者を養成する課程」とあるのは「登録養成機関が実施する登録養成課程」と、「養成課程」とあるのは「登録養成課程」と、「機構」とあるのは「登録養成機関」と、「学識経験者の意見を聴いた上で作成した基準」とあるのは「機構が作成した基準」と、第十九条及び第二十一条から第三十三条までの規定中「実務補習機関登録」とあるのは「登録養成機関の登録」と、「前三条の規定」とあるのは「第十九条、第三十四条並びに第三十五条第一項及び第二項の規定」と、「登録実務補習機関」とあるのは「登録養成機関」と、「実務補習」とあるのは「登録養成課程」と、「実務補習計画」とあるのは「登録養成課程計画」と、「第二十条第一項に掲げる」とあるのは「第三十五条第一項第二号に掲げる」と、「第二十条第一項の規定に基づき実施した実務補習を修了した者に、当該実務補習を修了したことを証する書面を交付しなければならない。」とあるのは「登録養成課程を修了した者に、当該課程を修了したことを証する書面を交付しなければならない。」と、「実務補習業務規程」とあるのは「登録養成課程業務規程」と、「第二十条第一項のいずれか」とあるのは「第三十五条第一項のいずれか」と、「第二十二条第一項から第四項まで」とあるのは「第二十二条第一項、第二項及び第四項」と、「第二十条第一項の登録」とあるのは「第三十五条第一項の登録」と、「三年間」とあるのは「五年間」と、「実務補習の実施を担当した指導員名」とあるのは「登録養成課程で教授又は指導した者の氏名及び略歴」と、「第一条第一項第二号イ」とあるのは「第二条第一項第一号」と読み替えるものとする。

（理論政策更新研修機関の登録基準）

第三十七条　［略］

２　［略］

３　第十九条及び第二十一条から第三十三条までの規定は、理論政策更新研修についても準用する。この場合において、第十九条及び第二十一条から第三十三条までの規定中「実務補習機関登録」とあるのは「理論政策更新研修機関の登録」と、「前三条の規定」とあるのは「理論政策更新研修計画」と、「第二十条第一項に掲げる」とあるのは「第三十七条第一項に掲げる」と、「別表二」

（登録実務補習機関の登録）

第十八条　第一条第二号イの登録（以下この章において単に「実務補習機関登録」という。）は、実務補習を行おうとする者の申請により行う。

２・３　［略］

（登録基準）

第二十条　［略］

２　［略］

一　［略］

二　第一条第二号イの実務補習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

（報告の徴収）

第三十二条　経済産業大臣は、第一条第二号イの実務補習の実施のため必要な限度において、登録実務補習機関に対し、実務補習の事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

（登録養成機関の登録）

第三十四条　第二条第一号の登録は、登録養成課程を行おうとする者の申請により行う。

２・３　［略］

（登録養成機関の登録基準）

第三十五条　［略］

２　［略］

３　基準省令第七条並びに第十九条、第二十一条、第二十二条（第三項を除く。）から第三十三条までの規定は、登録養成課程について準用する。この場合において、基準省令第七条中「機構が診断又は助言を担当する者を養成する課程」とあるのは「登録養成機関が実施する登録養成課程」と、「養成課程」とあるのは「登録養成課程」と、「機構」とあるのは「登録養成機関」と、「学識経験者の意見を聴いた上で作成した基準」とあるのは「機構が作成した基準」と、第十九条及び第二十一条から第三十三条までの規定中「実務補習機関登録」とあるのは「登録養成機関の登録」と、「前三条の規定」とあるのは「第十九条、第三十四条並びに第三十五条第一項及び第二項の規定」と、「登録実務補習機関」とあるのは「登録養成機関」と、「実務補習」とあるのは「登録養成課程」と、「実務補習計画」とあるのは「登録養成課程計画」と、「第二十条第一項に掲げる」とあるのは「第三十五条第一項第二号に掲げる」と、「第二十条第一項の規定に基づき実施した実務補習を修了した者に、当該実務補習を修了したことを証する書面を交付しなければならない。」とあるのは「登録養成課程を修了した者に、当該課程を修了したことを証する書面を交付しなければならない。」と、「実務補習業務規程」とあるのは「登録養成課程業務規程」と、「第二十条第一項のいずれか」とあるのは「第三十五条第一項のいずれか」と、「第二十二条第一項から第四項まで」とあるのは「第二十二条第一項、第二項及び第四項」と、「第二十条第一項の登録」とあるのは「第三十五条第一項の登録」と、「三年間」とあるのは「五年間」と、「実務補習の実施を担当した指導員名」とあるのは「登録養成課程で教授又は指導した者の氏名及び略歴」と、「第一条第一項第二号イ」とあるのは「第二条第一項第一号」と読み替えるものとする。

（理論政策更新研修機関の登録基準）

第三十七条　［略］

２　［略］

３　第十九条及び第二十一条から第三十三条までの規定は、理論政策更新研修についても準用する。この場合において、第十九条及び第二十一条から第三十三条までの規定中「実務補習機関登録」とあるのは「理論政策更新研修機関の登録」と、「前三条の規定」とあるのは「理論政策更新研修計画」と、「第二十条第一項に掲げる」とあるのは「第三十七条第一項に掲げる」と、「別表二」